第３編　給与

○千葉県道路公社役員報酬等支給規程

（昭和４６年５月１１日
千葉県道路公社規程第２号）

改正　昭和47年 7月 1日　規程第5号
昭和48年 6月11日　規程第7号
昭和48年 6月30日　規程第9号
昭和49年 4月27日　規程第1号
昭和49年 7月25日　規程第5号
昭和50年12月25日　規程第5号
昭和51年 4月20日　規程第2号
昭和53年 5月 1日　規程第4号
昭和55年 4月18日　規程第6号
昭和56年 3月31日　規程第1号
平成 3年 3月 8日　規程第1号
平成 3年12月26日　規程第1号
平成 5年 7月30日　規程第1号
平成 5年12月22日　規程第1号
平成 6年 4月 1日　規程第1号
平成 6年12月22日　規程第2号
平成 9年12月16日　規程第5号
平成11年 5月21日　規程第2号
平成11年 9月 9日　規程第3号
平成11年12月22日　規程第6号
平成12年 4月 1日　規程第1号
平成12年12月18日　規程第1号
平成15年 1月 1日　規程第6号
平成15年 4月 1日　規程第2号
平成15年 8月 1日　規程第5号
平成15年12月 1日　規程第9号
平成16年 4月 1日　規程第2号
平成18年 4月 1日　規程第1号
平成18年 4月 1日　規程第2号
平成19年 8月 1日　規程第5号
平成20年 3月21日　規程第10号
平成21年 5月29日　規程第2号
平成21年 8月 1日　規程第4号
平成21年12月 1日　規程第7号
平成22年12月 1日　規程第8号
平成23年12月 1日　規程第1号
平成25年 7月 1日　規程第4号
平成27年 1月20日　規程第3号
平成28年 3月28日　規程第12号
平成29年 1月26日　規程第1号
平成30年 1月18日　規程第2号
平成31年 1月30日　規程第1号
令和 2年 1月30日　規程第1号
令和 2年12月10日　規程第2号
令和 3年12月10日　規程第1号
令和 5年 1月27日　規程第4号
令和 6年 3月 6日　規程第2号
令和 7年 1月16日　規程第1号
令和 8年 1月21日　規程第7号

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県道路公社定款第６条に規定する役員の報酬、手当及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬等）

第２条　報酬は、役員の職にある者に支給する。ただし、非常勤の職にある者に対しては、これを支給しないことができる。

２　前項に定めるもののほか、千葉県道路公社の職員の例により、常勤の役員に

対しては地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。
３　報酬の額は設立団体の長と協議して理事長が定める。
（期末手当）
第３条　期末手当は、千葉県道路公社職員給与支給規程第18条第2項中「期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは、「期末手当基礎額に下表に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間が6箇月の場合は100分の100を、5箇月以上6箇月未満の場合は100分の80を、3箇月以上5箇月未満の場合は100分の60を、3箇月未満の場合は100分の30」と読み替え、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「役員が受けるべき報酬の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

6月に支給する場合	12月に支給する場合
100分の232.5	100分の232.5

（報酬等及び期末手当の支給方法）
第４条　新たに役員となった者、又はこれらの職を退職し、失職し、若しくは免職され又は死亡した者の報酬等は、その職に就任した日から、又はその退職、失職、免職若しくは死亡の日までについて支給する。
２　前項の規定に定めるもののほか、報酬等及び期末手当の支給方法は、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。
（旅費及び支給方法）
第５条　役員が公社の用務のため旅行するときは、旅費を支給する。
２　旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費とし、支給額は、千葉県職員の旅費に関する条例を準用する。
３　前２項の規定によるほか旅費の支給に関しては、職員の例による。
第６条　常勤役員が千葉県から派遣された職員である場合の当該役員の旅費の支給については、理事長と千葉県知事が別に協定の定めるところによるものとする。
第７条　この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和46年５月11日から施行する。

（期末手当の特例）

2　昭和49年度に限り、第３条に規定する期末手当のほか役員報酬等支給規程（千葉県道路公社規程第２号）の施行の日（以下「第１号規程の施行日」という。）に在職する役員に対して第１号規程の施行日から起算して10日を超えない範囲内において理事長が別に定める日に期末手当を支給する。

3　前項の規定により支給される期末手当の額は第１号の規程の施行日において役員が受けるべき報酬月額に100分の30を乗じて得た額に昭和49年３月２日から第１号規程施行日までの間におけるその者について千葉県職員の給与に関する条例の規定の例により算出した在職期間に応じて千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による割合を乗じて得た額とする。

4　前項に定めるもののほか、附則第２項の期末手当の支給に関し、必要な事項の規定は千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、昭和47年７月１日から施行し、昭和47年６月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和48年６月11日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和48年６月30日から施行し、昭和48年４月１日から適用する。

（旅費の内払）

2　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて適用日から、この規程の施行の前日までの間における旅行について既に支払われた旅費は、改正後の規程の規定による旅費の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和49年４月27日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、昭和49年７月25日から施行し、改正後の役員報酬等支給規程の規定は昭和49年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、昭和49年12月26日から施行し、昭和49年12月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和50年12月25日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、昭和51年４月20日から施行し、昭和51年３月10日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和53年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、昭和55年４月18日から施行し、昭和55年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、昭和56年３月31日から施行し、昭和56年３月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成２年３月28日から施行する。

（報酬の内払）

2　改正前の規程に基づいて、平成元年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成３年３月８日から施行する。

（報酬の内払）

2　改正前の規程に基づいて、平成２年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成３年４月１日から施行する。

（報酬の内払）

2　改正前の規程に基づいて、平成３年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成５年12月22日から施行する。

（期末手当の額の特例）
2　平成５年12月の期末手当を支給されることとなる役員の同月の期末手当の額は、改正後の規程別表第３期末手当の項の規程にかかわらず、同月１日（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日）におけるその者の改正後の規程の規定により計算して得た額とする。
3　前項の規定の適用を受ける役員の平成６年３月の期末手当の額は、改正後の規程別表第３期末手当の項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から前項の規定によりその者に支給される額と改正後の条例の規定を適用した場合において平成５年12月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。
（報酬の内払）
4　改正前の規程に基づいて、平成５年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成６年12月22日から施行する。
（期末手当額の特例）
2　改正前の役員報酬等支給規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により平成６年12月の期末手当の支給を受けた者の平成７年３月の期末手当の額は、改正後の役員報酬等支給規程第３条の規定にかかわらず、同条の規程により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額から改正前の規程の規定により平成６年12月のその者に支給された期末手当の額と同条の規定を適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額を控除して得た額とする。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成10年11月１日から施行する。
（期末手当の特例）
2　役員の職にある者に係る平成12年12月、平成11年３月、同年６月、同年12月及び平成12年３月の期末手当の額は、第３条の規定にかかわらず同条の規程による期末手当の額からその100分の10に相当する額に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）を減じた額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、平成11年５月11日から施行し、平成11年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

２　適用日の前日から引き続き役員として在職する役員は、適用日以後に退職した場合の適用日前の役員としての在職期間に係る退職手当については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成11年10月１日から施行する。

（期末手当の特例）

２　平成10年11月１日施行の千葉県道路公社役員報酬等支給規程の一部を改正する規定の附則第２項中「及び平成12年３月」を「、平成12年３月及び６月」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成12年12月18日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、平成14年１月８日から施行し、平成13年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

２　平成13年12月の役員の期末手当の額は、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定により計算して得た額とする。

３　平成13年３月の役員の期末手当の額は、同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」）から平成13年12月にその者に支給された期末手当の額と改正後の規定を適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。

（特例一時金）

４　当分の間、特別措置として、各年度の３月１日に在職する役員に対し、特例一時金を支給する。

ただし、県を退職後役員に就任した者は除く。

５　特例一時金の額及び、対象役員等支給に関する必要な事項は、千葉県職員の給与に関する条例規定の例による。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成15年１月１日から施行する。

（報酬等の特例）

２　役員の職にある者に係る平成15年１月１日から平成16年12月31日までの間における報酬月額は、第２条の規定にかかわらず同条の規定による報酬月額から100分の５に相当する額減じた額とする。ただし、手当（調整手当（他の手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。）の額の算出の基礎となる報酬月額は、同号に定める額とする。

（期末手当の額の特例）

３　役員の職にある者に係る平成15年３月の期末手当の額は、第３条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当からその100分の50に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）を減じた額とする。ただし、千葉県から派遣されている役員については、平成15年３月に支給する期末手当額は、改正後の規定にかかわらず同条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から第１号に掲げる額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において第１号に掲げる額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（１）平成15年３月１日（期末手当について改正後の規定の適用を受ける役員にあっては、退職し、若しくは失職し又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）までに引続いて在職した期間で平成14年４月１日から施行日の前日までのものについて支給される報酬にこれらの額の改定により変動することとなる報酬額の合計額

４　平成14年１月８日施行の附則４、５（特例一時金）を廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成15年８月１日から施行する。

（報酬の特例）

２　役員の平成15年８月１日から平成17年７月31日までの間における報酬月額を100分の３に相当する額を減じた額とする。

ただし、手当（調整手当（他の手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。）の額の算出の基礎となる報酬月額は、千葉県道路公社役員報酬等支給規程第２条の規定による額とする。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、平成15年12月１日から施行する。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　　則

（施行期日）
1　この規程は、平成18年４月１日から施行する。
附　　則
（施行期日）
1　この規程は、平成18年４月１日から施行する。
附　　則
（施行期日）
1　この規程は、平成19年８月１日から施行する。
（報酬の特例）
2　平成15年８月１日施行の「報酬の特例」を次のように改正する。
文中「平成15年８月１日から平成17年７月31日」を「平成19年８月１日から平成21年７月31日」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。
附　　則
（施行期日）
1　この規程は、平成20年3月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
ただし、第3条の期末手当については、平成20年4月1日から適用する。
（期末手当の額の特例）
2　役員の職にある者に係る平成19年12月の期末手当の額は、改正後の規定にかかわらず、100分の237.5に相当する額とする。
3　ただし、千葉県から派遣されている役員（千葉県において部長級職員）については、引き上げを行わない。
附　　則
（施行期日）
1　この規程は、平成21年5月29日から施行する。
（期末手当の支給割合の特例措置）
2　平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条中「基準日が6月1日の場合　215/100」とあるを、「基準日が6月1日の場合　195/100」とする。ただし、千葉県から派遣されている役員（千葉県において部長級職員）については、改正後の規定にかかわらず、192.5/100に相当する額とする。
附　　則
（施行期日）
1　この規程は、平成21年8月1日から施行する。
（報酬の特例）
2　平成19年8月1日施行の「報酬の特例」の一部を次のように改正する。
文中「平成19年8月1日から平成21年7月31日」を「平成21年8月1日から平成22年3月31日」に、改める。
附　　則
（施行期日）
1　この規程は、平成21年12月1日から施行する。
（報酬等の特例）

２　役員の報酬月額を、当該報酬月額の100分の99.76に相当する額とする。

（期末手当の支給割合の特例措置）

３　千葉県から派遣されている役員（千葉県において部長級の特別管理職員）の平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規定にかかわらず、100分の222.5に相当する額とする。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、平成22年12月１日から施行する。

ただし、第３条の期末手当については、平成23年４月１日から適用する。

（報酬等の特例）

２　当分の間、職員給与支給規程第４条に定める給料表の適用を受ける職員と仮定し、職務の級が７級以上である役員に対する、報酬の支給に当たっては、当該報酬に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

３　２の適用を受ける役員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、２により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

ただし、千葉県から派遣されている役員については、この限りでない。

（期末手当の支給割合の特例措置）

４　平成22年12月に支給する期末手当に関する第３条中「基準日が12月１日の場合　205/100」とあるを、「基準日が12月１日の場合　200/100」とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

５　平成22年12月に支給する期末手当の額は、前項３の期末手当の改正後の額（以下「基準額」という。）から次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととする。

（１）平成22年４月１日（同月２日から同年12月１日までの期間において、職員給与支給規程第４条に定める給料表の適用を受ける職員、と仮定した役員（以下「調整対象役員」という。）において、調整対象役員が受けるべき報酬、地域手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

ただし、千葉県から派遣されている役員については、この限りでない。

職務の級	号　　給
１級	１号給から93号給まで
２級	１号給から64号給まで
３級	１号給から48号給まで
４級	１号給から32号給まで
５級	１号給から24号給まで
６級	１号給から16号給まで
７級	１号給から４号給まで

（２）平成22年６月１日において、調整対象役員であった者に同月に支給された期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

ただし、千葉県から派遣されている役員については、この限りでない。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、平成23年12月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成23年12月に支給する期末手当の額は、役員報酬等支給規程第３条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととする。

（１）平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において、職員給与支給規定第4条に定める給料表の適用を受ける職員、と仮定した役員（以下「調整対象役員」という。）において、調整対象役員が受けるべき報酬、地域手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

ただし、千葉県から派遣されている役員については、この限りでない。

職務の級	号　　給
１級	１号給から93号給まで
２級	１号給から76号給まで
３級	１号給から60号給まで
４級	１号給から44号給まで
５級	１号給から36号給まで
６級	１号給から28号給まで
７級	１号給から16号給まで
８級	１号給から４号給まで

（２）平成23年6月1日において、調整対象役員であった者に同月に支給された期末手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

ただし、千葉県から派遣されている役員については、この限りでない。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は、平成25年7月1日から施行する。

（報酬等の特例）

２　役員の職にある者に係る平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における報酬の支給にあたっては、千葉県道路公社役員報酬等支給規程第2条の規定による報酬月額から当該報酬月額に下表に定める

割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

算出基礎となる級	割　合
３級から６級まで	100分の7.77
７級以上	100分の9.77

なお、報酬月額のうち算出基礎となる管理職手当相当分は、当該管理職手当相当分に100分の10を乗じて得た額を減じた額で算出するものとする。

（地域手当の特例）

3　役員の特例期間における地域手当の月額は、報酬月額（管理職手当相当分を除く）に対する地域手当の月額に、当該役員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該役員の報酬月額のうち管理職手当相当分に対する地域手当の額の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

（期末手当の特例）

4　特例期間に役員が受ける期末手当の額は、当該役員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額とする。

（50歳台後半層の役員の特例）

5　55歳を超える役員の報酬月額の算出基礎となる給料（千葉県道路公社職員給与支給規程第4条に掲げる給料表6級以下を除く）、管理職手当相当分及び期末手当は、抑制措置により減じた額に、それぞれの減額率を乗じて得た額を減じた額を算出基礎とする。

（端数処理）

6　減額する額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることとする。

（その他）

7　この規程に定めのないものについては、千葉県の一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例に準ずるものとする。

附　　則

（施行期日）

1　この規程は、平成27年1月20日から施行する。

ただし、第3条の期末手当については、平成27年4月1日から適用する。

（期末手当の支給割合の特例）

2　平成26年12月に支給する期末手当については、「基準日が12月1日の場合　220/100」とする。

（報酬の内払い）

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、平成26年4月1日からこの規程の施行の前日までに支払われた報酬は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬の内払いとみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成28年3月28日から施行する。

ただし、第3条の在職期間に応じた割合については、平成28年4月1日から施行し、次項の期末手当の特例は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の特例）

2　期末手当について、第3条の表中12月に支給する場合の在職期間に応じた割合を次のとおりとする。

在職期間	12月に支給する場合
6月の場合	100分の222.5
3月以上6月未満の場合	100分の155.5
3月未満の場合	100分の105.3

（報酬等の内払い）

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、平成27年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた報酬等は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬等の内払いとみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成29年1月26日から施行する。

ただし、第3条の在職期間に応じた割合については、平成29年4月1日から施行し、附則第2項の期末手当の特例は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の特例）

2　期末手当について、第3条の表中12月に支給する場合の在職期間に応じた割合を次のとおりとする。

在職期間	12月に支給する場合
6月の場合	100分の227.5
3月以上6月未満の場合	100分の160.5
3月未満の場合	100分の110.3

（報酬等の内払い）

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、平成28年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた報酬等は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬等の内払いとみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成30年1月18日から施行する。

ただし、第3条の在職期間に応じた割合については、平成30年4月1日から施行し、附則第2項の期末手当の特例は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の特例）

2　期末手当について、第3条の表中12月に支給する場合の在職期間に応じた割合

を次のとおりとする。

在職期間	12月に支給する場合
6月の場合	100分の232.5
3月以上6月未満の場合	100分の165.5
3月未満の場合	100分の115.3

（報酬等の内払い）

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、平成29年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた報酬等は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬等の内払いとみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成31年1月30日から施行する。

ただし、第3条の改正事項は平成31年4月1日から施行することとし、本附則第2項の期末手当の特例は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の特例）

2　期末手当について、平成30年12月に支給する場合の在職期間に応じた割合を次のとおりとする。

在職期間	12月に支給する場合
6月の場合	100分の232.5
3月以上6月未満の場合	100分の165.5
3月未満の場合	100分の115.3

（報酬等の内払い）

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、平成30年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた報酬等は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬等の内払いとみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和2年1月30日から施行する。

ただし、第3条の改正事項は令和2年4月1日から施行することとし、本附則第2項の期末手当の特例は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の特例）

2　期末手当について、令和元年12月に支給する場合の支給割合を100分の227.5

とする。

（報酬等の内払い）

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、平成31年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた報酬等は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬等の内払いとみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和2年12月10日から施行する。

ただし、第3条の改正事項は令和3年4月1日から施行することとし、本附則第2項の期末手当の特例は、令和2年12月1日から適用する。

（期末手当の特例）

2　期末手当について、令和2年12月に支給する場合の支給割合を100分の220とする。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和3年12月10日から施行する。

ただし、第3条の改正事項は令和4年4月1日から施行することとし、本附則第2項の期末手当の特例は、令和3年12月1日から適用する。

（期末手当の特例）

2　期末手当について、令和3年12月に支給する場合の支給割合を100分の207.5とする。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和5年1月27日から施行する。

ただし、第3条の改正事項は令和5年4月1日から施行することとし、本附則第2項の期末手当の特例は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の特例）

2　期末手当について、令和4年12月に支給する場合の支給割合を100分の225とする。

（報酬等の内払い）

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、令和4年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた報酬等は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬等の内払いとみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和6年3月6日から施行する。

ただし、第3条の改正事項は令和6年4月1日から施行することとし、附則第2項については、令和5年12月1日から適用する。

2　期末手当について、令和5年12月に支給する場合の支給割合を100分の230とする。

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、令和5年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた報酬等は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬等の内払いとみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和7年1月16日から施行する。

ただし、第3条の改正事項は令和7年4月1日から施行することとし、附則第2項については、令和6年12月1日から適用する。

2　期末手当について、令和6年12月に支給する場合の支給割合を100分の235とする。

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、令和6年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた報酬等は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬等の内払とみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和8年1月21日から施行する。

ただし、第3条の改正事項は令和8年4月1日から施行することとし、附則第2項については、令和7年12月1日から適用する。

2　期末手当について、令和7年12月に支給する場合の支給割合を100分の235とする。

3　改正前の役員報酬等支給規程に基づいて、令和7年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた報酬等は、改正後の役員報酬等支給規程の規定による報酬等の内払とみなす。

第３編　給与

○千葉県道路公社職員給与支給規程

（昭和４６年５月１１日
千葉県道路公社規程第３号）

改正　昭和46年12月 1日　規程第10号
昭和46年12月24日　規程第11号
昭和47年 7月 1日　規程第 6号
昭和47年 7月21日　規程第 7号
昭和47年11月 1日　規程第 8号
昭和47年12月23日　規程第11号
昭和48年 1月25日　規程第 1号
昭和48年 5月 1日　規程第 4号
昭和48年 6月11日　規程第 8号
昭和48年 9月 1日　規程第14号
昭和48年10月20日　規程第16号
昭和48年11月 9日　規程第17号
昭和49年 4月27日　規程第 2号
昭和49年 6月 1日　規程第 3号
昭和49年 6月22日　規程第 4号
昭和49年12月26日　規程第 7号
昭和50年 4月 1日　規程第 1号
昭和50年 5月 1日　規程第 2号
昭和51年 1月21日　規程第 1号
昭和52年 3月31日　規程第 1号
昭和53年 1月20日　規程第 1号
昭和53年 5月 1日　規程第 3号
昭和54年 3月 1日　規程第 1号
昭和54年 6月 1日　規程第 1号
昭和55年 4月 1日　規程第 4号
昭和55年 4月 1日　規程第 5号
昭和55年 4月 1日　規程第 7号
昭和55年12月25日　規程第 8号
昭和56年 4月 1日　規程第 1号
昭和56年 9月 1日　規程第 2号
昭和56年 4月 1日　規程第 4号
昭和56年12月24日　規程第 5号
昭和57年 4月 1日　規程第 2号
平成 2年 3月28日　規程第 1号
平成 3年 3月 8日　規程第 1号
平成 3年12月26日　規程第 1号
平成 4年12月28日　規程第 1号
平成 5年 3月12日　規程第 1号
平成 5年12月22日　規程第 1号
平成 6年 4月 1日　規程第 1号
平成 6年12月22日　規程第 2号
平成 7年11月21日　規程第 1号
平成 7年12月19日　規程第 2号
平成 8年 3月27日　規程第 1号
平成 8年12月24日　規程第 1号
平成 9年12月16日　規程第 1号
平成11年 3月18日　規程第 1号
平成11年 4月 1日　規程第 1号
平成11年 9月 9日　規程第 4号
平成11年12月22日　規程第 7号
平成12年 4月 1日　規程第 2号
平成12年10月 1日　規程第 3号
平成13年 4月 1日　規程第 3号
平成14年 4月 1日　規程第 2号
平成15年 1月 1日　規程第 7号
平成15年 4月 1日　規程第 3号
平成23年12月 1日　規程第 1号
平成24年 4月 1日　規程第 6号
平成25年 4月 1日　規程第 3号
平成25年 7月 1日　規程第 5号
平成25年12月24日　規程第 6号
平成27年 1月20日　規程第 4号
平成27年 4月 1日　規程第 1号
平成27年 4月 1日　規程第 2号
平成28年 2月 1日　規程第11号
平成28年 3月28日　規程第13号

昭和59年 3月26日　規程第 1号
昭和59年 3月26日　規程第 2号
昭和60年 3月 1日　規程第 1号
昭和60年 3月 1日　規程第 2号
昭和60年 7月 1日　規程第 2号
昭和60年 7月 1日　規程第 3号
昭和61年 8月15日　規程第 1号
昭和61年12月16日　規程第 2号
昭和62年12月24日　規程第 1号
平成元年 2月27日　規程第 1号
平成29年 1月26日　規程第 2号
平成29年 1月26日　規程第 3号
平成30年 1月18日　規程第 3号
平成31年 1月30日　規程第 2号
令和2年 1月30日　規程第 3号
令和2年 12月10日　規程第 3号
令和3年 12月10日　規程第 2号
令和5年 1月27日　規程第 5号
令和6年 3月 6日　規程第 3号
令和7年 1月16日　規程第 2号
令和7年 4月 1日　規程第 6号
令和8年 1月21日　規程第 8号

（趣旨）
第１条　この規程は、千葉県道路公社組織規程第６条に規定する職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この規程において「職員」とは、千葉県道路公社組織規程第６条に規定する職員とする。
２　この規程において、給与とは給料及び手当をいい、手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。
（給料）
第３条　給料は、正規の勤務時間（千葉県道路公社就業規則（以下「就業規則」という。）第７条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬とする。
（給料表等）
第４条　職員に適用する給料表は、別表第１のとおりとし、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に格付けし、職員に給料を支給しなければならない。
２　前項の給料表の職務の級の格付けの基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第２のとおりとする。
（初任給、昇格、昇格等の基準）
第５条　職員を新たに採用し、又は昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、その採用し、又は昇格させようとする者が必要な資格要件を具備し理事長がその必要があると認めた場合とする。
２　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別表第３に掲げる号級を基準として、その者の学歴、経験年数、採用しようとする職務に応じて理事長が決定する。

３　職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格の日の前日に受けていた給料月額に対応する号給とすることを原則とする。
４　職員の号給は、年１回、４月１日に同日前から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、職員の号給数を４号給昇給させることができる。
５　次の各号に掲げる職員の前項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給される場合の号給数は、千葉県人事委員会規則で定める基準によるものとする。
（１）55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員
（２）職務の級が８級の適用を受ける職員
６　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
７　公務上の負傷又は疾病等の理由により勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、その者の号給を調整することができる。
（研修、表彰等による特別昇級）
第５条の２　勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める日に４号給昇給させることができる。
ただし、55歳に達した日後最初に到来する４月１日以降に在職する職員には、適用しないものとする
(1)　研修に参加し、その成績が特に良好な場合　成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
(2)　業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合　表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌日の初日までの日
(3)　公務上の傷病若しくは死亡により退職する場合　退職の日
(4)　職制若しくは職員定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合　退職の日
（給料の支給方法等）
第６条　給料は、毎月１回その月の分を21日に支給する。ただし、その日が休日、土曜日又は、日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。
２　新たに職員となった者、昇給、昇格等により、給料額に異動を生じた者の給料の支給は、その日から起算し、その月の勤務日数に対し日割計算の方法による。
３　職員が退職したときは、その日までの給料を前項に準じて支給する。
４　職員が死亡したときはその月まで給料を支給する。
（管理職手当）
第７条　管理又は監督の地位にある職員に対し、別表５に定められている職務の

区分を定めることとする。
２　管理職手当の月額は、職務の級及び区分に応じ、別表５の管理職手当の額の欄に定める額を支給するものとする。ただし、事務取扱又は兼務の職については支給しない。
（初任給調整手当）
第８条　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第１号に掲げる職に係るものにあっては、採用の日から５年以内、第２号に掲げる職に係るものにあっては３年以内の期間、採用の日から１年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。
(1)　科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる職で理事長が定めるもの　　月額2,500円
（扶養手当）
第９条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として、その職員の扶養を受けている者をいう。
(1)　22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
(2)　22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
(3)　60歳以上の父母及び祖父母
(4)　22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
(5)　重度心身障害者
３　扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人つき13,000円扶養親族で父母等については一人つき6,500円（給料表別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものについては3,500円）とする。
４　扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「当該期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
５　前各項に規程するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、千葉県人事委員会規則で定めるものを準用する。
６　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月

の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)　扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3)　扶養親族である配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4)　扶養親族である配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外の職員が8級職員となった場合

(5)　職員の扶養親族である子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第10条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎として千葉県職員の給与に関する条例の規定の令により支給する。

2　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次に定める割合を乗じて得た額とする。

乙地100分の9.2

3　前項の乙地は、千葉県職員の給与に関する条例による。

（住居手当）

第11条　住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1)　自ら居住するため住居（貸間を含む。第３号において同じ）を借り受け月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（理事長が別に定める職員を除く。）

(2)　第20条の２の規定により単身赴任手当を支給される職員で配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

2　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（前項第１号に掲げる職員のうち前項第２号に掲げる職員であるものについては、前項第１号に掲げる額及び第２号に定める額の合計額）とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

イ　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から月額27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分１が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

(2)　前項第２号に掲げる職員　第１号の規定により算出した額２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

（通勤手当）

第12条　通勤手当は、通勤距離が片道２キロメートル以上であって、次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため、交通機関を利用し、その運賃等を負担することを常例とする職員

(2)　通勤のため、自転車その他の交通用具を使用することを常例とする職員

(3)　通勤のため、交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車その他の交通用具を使用することを常例とする職員

(4)　勤務先を異にする異動又は在勤する勤務先の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務先に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で第１項第１号又は第３号に掲げる職員で当該異動又は勤務先の移転の直前の住所から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用しその利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から前項第１号に掲げる額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その者の１箇月の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（特別料金等相当額という。）及び同項の規定による額の合計額とする。

２　通勤手当の額は、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例により算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。

(1)　前項第１号に掲げる職員　千葉県職員の給与に関する条例の規定の例により算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。

(2)　前項第２号に掲げる職員　千葉県職員の給与に関する条例の規定の例により算出した額とする。

（特殊勤務手当）

第13条　著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

２　特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、別表第４のとおりとする。

（時間外勤務手当）

第14条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（2）　前号に掲げる勤務以外の勤務

２　短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

３　第１項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

４　正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項（第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）　正規の勤務時間外にした勤務　100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）

（2）　割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務　100分の50

（休日勤務手当）

第15条　就業規則第10条第1項第2号に規定する祝日法による休日及び同項第3号に規定する年末年始の休日において、職員が正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時

間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合を乗じて得た額を休　日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第16条　正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第17条　管理職手当の支給を受ける職員に対しては、第14条、第15条及び第16条の規定は適用しない。

（管理職員特別勤務手当）

第17条の２　第７条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急及び工務の運営の必要により、次の各号に定めるところにより勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1)週休日又は休日等（祝日法による休日及び年末年始又はそれらの代休日（以下週休日等」という。））

(2)週休日又は祝日等以外の日の午後１０時から翌日の午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間（以下「平日深夜」という。）

２　管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務１回について、管理職区分に応じ別表第6-1及び別表第6-2に定める額を支給するものとする。ただし、前項第1号に該当する場合で、当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。なお、週休日等における管理職員特別勤務手当の対象となる勤務から、引き続き平日深夜の勤務をした職員には、週休日等の勤務に係る手当を支給し、引き続く平日深夜の勤務に係る手当は支給しないものとする。

３　前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第18条　期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日が6月1日の場合は6月30日に、12月1日の場合は12月10日に支給する。(以下「支給日」という。第18条の2、第18条の3、第19条において同じ。)ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第31条第1号に該当して同規則第37条第3号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)6箇月　100分の100

(2)5箇月以上6箇月未満　100分の80
(3)3箇月以上5箇月未満　100分の60
(4)3箇月未満　100分の30

3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5　職務の級が3級以上である職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(1)職務の級が8級の職員　100分の15
(2)職務の級が7級及び6級の職員　100分の15
(3)職務の級が5級及び4級の職員　100分の10
(4)職務の級が3級の職員　100分の5

6　第2項に規定する期末手当の支給に関し必要な事項は、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年5月15日千葉県人事委員会規則第13号）（以下「期末手当等支給規則」という。）の規定の例による。

第18条の2　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第57条及び第58条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
(2)基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に公社就業規則第37条第3号の規定により解雇された職員(就業規則第31条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
(3)基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前各号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
(4)次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第18条の3　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に

規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2)離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的を明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事　事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3)一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は期末手当等支給規則の例による。

（勤勉手当）

第19条　勤勉手当は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、基準日が6月1日の場合は6月30日に、12月1日の場合は12月10日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第37条第3号の規定により解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分とごの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1)　職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員については、当該職員

の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2)　定年前再任用短時間勤務職員については、当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4　第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当の基礎額」と読み替えるものとする。

5　前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第2項第3号において同じ。)から」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第20条　宿日直を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、4,700円を宿日直手当として支給する。

(単身赴任手当)

第20条の２　単身赴任手当は、勤務地を異にする異動又は事務所の移転にともない、住居を移転し、父母の疾病その他やむ得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2　単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートルを超える職員は、その額に70,000円を超えない範囲で交通距離に応じて算出した額を加算した額）とする。

3　前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

(勤務時間１時間当たりの給与額の算出、給与の減額及び手当の支給方法)

第21条　勤務１時間当たりの給与額の算出、及び給与の減額の方法並びに第７条から第21条までに規定する手当の支給方法等については、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

(休職者の給与)

第22条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法　(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。

附則第24項において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため、長期の休養を要して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2　職員が結核性疾患にかかり、心身の故障のため、長期の休養を要することにより休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3　職員が、前2項以外の心身の故障により長期の休養を要することにより休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4　職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5　刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされた職員には、他規程に別段の定がない限り、前4項に定める給与を除く外他のいかなる給与も支給しない。

6　第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第37条第3号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第18条第1項の規定により基準日に対応する支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

7　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2及び第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「第22　条第6項」と読み替えるものとする。

（臨時職員の給与）

第23条　臨時に雇用される職員の給与は、その職務の内容、勤務態様等を考慮して、理事長が別に定める。

（補則）

第24条　この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

別表第1

千 葉 県 道 路 公 社 給 料 表

R7.4.1遡及適用

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	

41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700	397,000				
87	266,500	306,100	356,100	397,400				
88	266,800	306,400	356,500	397,800				

89	267,100	306,700	356,700	398,100				
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						

定年前再任用短時間勤務職員の給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700

別表第2

職務の級	標 準 的 な 職 務
8　級	1　本社の技監、部長
7　級	1　本社の次長 2　本社の課長
6　級	1　本社の課長 2　本社の副課長又は室長 3　主幹 4　管理事務所の所長
5　級	1　班長 2　副主幹
4　級	1　主　査
3　級	1　副主査
2　級	1　主事又は技師
1　級	1　主事又は技師

別表第3

給料表初任給基準表

採用区分	学歴免許	初任給
上級	大学卒	1級29号給
中級	短大卒	1級19号給
初級	高校卒	1級 9号給

別表第4

特 殊 勤 務 手 当 支 給 表

手 当 の 種 類	手 当 の 支 給 基 準	手 当 の 額
1 危険現場作業手当	①午後10時から午前5時までの間で工事に係る作業、又はその監督の作業に夜間現地において従事した職員	1回につき 320円
	②坑内におけるトンネル掘り、保守、改良等の作業に直接従事し、又は監督に従事した職員	日額 450円
	③建築物及び構築物上、又は、それらに準ずる場所で墜落の危険が著しい箇所山、谷、又はがけ等の斜面上で命綱等の使用が必要な危険な箇所での作業に従事した職員 勾配45度以上、高さ16m以上（地上又は水面上）	日額 340円
2 災害応急・作業手当	災害時の応急処置作業、及び救出作業で特に危険なものに従事したとき、理事長に申請し、これに基づき理事長が認める職員	巡回監視 日額 480円 応急作業等 日額 730円
3 用地手当	土地の取得及び使用、換地又は借地並びにこれに伴う補償交渉に従事した職員	日額 1,000円 時間外から開始する業務について日当の50/100を加算する。
4 管理事務所長手当	有料道路管理事務所長の職にある7級以下の職員	給料月額の12%

別表第5

職務の級	職	区　分	管理職手当額
8　　級	技監、部長	三　種	94,000　円
7　　級	次長 課長	三　種	88,500　円
6　　級	課長	四　種	66,500　円
	副課長、室長 主幹	七　種	49,900　円

別表第6－1

管理職員の区分	支給額
管理職手当　3種の職員	10,000 円
管理職手当　4種の職員	8,000 円
管理職手当　7種の職員	6,000 円
管理職手当　8種の職員	4,000 円

※第17条の2第1項第1号に該当の場合

別表第6－2

管理職員の区分	支給額
管理職手当　3種の職員	5,000 円
管理職手当　4種の職員	4,000 円
管理職手当　7種の職員	3,000 円

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和46年５月11日から施行する。ただし、この規程中管理事務所に勤務する職員に関する部分は、昭和46年６月１日から適用する。

2　昭和49年度に限り、第18条に規定する期末手当のほか、職員給与支給規程の一部を改正する規程（昭和49年千葉県道路公社規程第３号）の施行の日（以下「第２号規程の施行日」という。）に在職する職員に対して第２号規程の施行日から起算して10日を超えない範囲内において理事長が定める日に期末手当を支給する。

3　前項の規定により支給される期末手当の額は､第２号規程の施行日において、職員が受けるべき給料の月額等の合計額(第18条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額、その他の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の30を乗じて得た額に昭和49年３月２日から第２号規程施行日までの間におけるその者について、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例により算定した在職期間に応じて千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による割合を乗じて得た額とする。

4　前２項に定めるもののほか、附則第２項の期末手当の支給に関し、必要な事項の規程は、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

5　別表１の規程の昭和49年度における適用については、この規程に掲げる給料月額はいずれも、その額に100分の110を乗じて得た額（その乗じて得た額に100円未満の端数を生じたときはこれを切捨てた額）とする。

6　千葉県からの派遣職員は、第５条第４項の規定は適用せず、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和46年12月１日から施行する。ただし、第７条については昭和47年１月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和46年12月21日から施行する。

（適用）

2　この規程（児童手当法の規定による児童手当の支給を受ける職員の扶養手当に関する規定は除く。)は、昭和46年５月11日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

3　昭和46年５月11日（以下「切替日」という。）において、改正前の千葉県道路公社職員給与支給規程（以下「改正前の規程」という。）によりその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員の切替日又は切替日以降の号給等は千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

（給与の内払）

4　改正前の規程に基づいて、昭和46年５月11日からこの規程の施行の日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和47年７月１日から施行し、昭和47年６月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和47年７月21日から施行し、昭和47年７月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和47年11月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和47年12月23日から施行する。

（適用）

2　この規程は、昭和47年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正前の規定に基づいて、昭和47年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに、職員に支払われた給与は改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和48年１月25日から施行し、昭和48年１月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和48年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和48年６月11日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和48年９月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和48年10月20日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和48年11月９日から施行する。

（適用）

２　この規程は、昭和48年４月１日から適用する。ただし、改正後の規程第21条の規定は同年９月１日から適用する。

（住居手当に関する措置）

３　切替期間において、改正前の規程第11条の規定により、住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第11条の規定により、この規程の施行の日を含む、引続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和49年３月31日までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

４　職員が改正前の規程の規定に基づいて、昭和48年４月１日以後の分として、支給を受けた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（特定の号給の切替え等）

５　昭和48年４月１日（以下「切替日」という。）において改正前の千葉県道路公社職員給与支給規程（以下「改正前の規程」という。）により、その者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員の切替日または、切替日以降の号給等は千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、昭和49年４月27日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、昭和49年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、昭和49年６月22日から施行し、改正後の職員給与支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和49年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等）

２　昭和49年４月１日において、改正前の職員給与支給規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の規程の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることになる期間は、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

3　昭和49年４月２日から、この規程の施行の日の前日までの間において、改正前の規程の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給、若しくは給料月額に異動のあった職員のうち職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

（給与の内払）

4　職員が改正前の規程の規定に基づいて、昭和49年４月１日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和49年12月26日から施行する。

（適用）

2　この規程は、昭和49年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。ただし、改正後の規程第20条の規定は、昭和49年４月１日から同規程第18条の規定は、昭和49年12月１日から適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

3　次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を理事長に届出なければならない。

（１）切替日において、その前日から引き続き、改正前の規程第９条第２項第２号から第５号までに掲げる扶養親族（18歳未満の子を除く。以下「扶養親族である父母等」という。）で改正前の規程同条第４項の規定による届出が出されたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族である父母等で切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出が出されたものを含む。）があり、かつ配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養親族である18歳未満の子のなかったもの

（２）切替期間において、新たに扶養親族である父母等で改正前の規程第９条第４項の規定による届出がされたものを有する職員となった者（その職員となった日に扶養親族である18歳未満の子があった者を除く。）であって、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者及び扶養親族である18歳未満の子のなかったもの（前号に該当する者を除く。）

（３）切替期間において、配偶者のない職員となった者（改正前の規程第９条第４項の規定による届出がされた扶養親族である配偶者があった職員であって配偶者のない職員となったものを除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族である18歳未満の子がなく、かつ扶養親族である父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族である父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされた者を含む。）があ

ったもの

（４）配偶者のなかった職員のうち、切替期間において、扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に、扶養親族である18歳未満の子がなく、かつ扶養親族である父母等で改正前の規程第９条第４項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族である父母等であって、その日以降要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの

４　前項第１号又は第２号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の規程第９条第３項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「1,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については3,500円）」とあるのは「1,500円」とする。

５　切替期間において、職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族である18歳未満の子がなく、かつ扶養親族である父母等で改正前の規程第９条第４項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族である父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌日（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。ただし、職員が配偶者のいない職員になった場合における同項第２号又は附則第３項第３号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌日（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（最高号給等の切替等）

６　最高号給等の切替等、切替期間における異動者の号給等及び切替日前の異動者の号給等の調整については、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

（給与の内払）

７　職員が改正前の規定に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、昭和50年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和51年１月21日から施行する。

（適用）

2　この規程は、昭和50年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（住居手当に関する経過措置）

3　切替期間において、改正前の規程第11条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに改正後の規程第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この規程の施行の際改正前の規程第11条の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち改正後の規程第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和51年３月31日までの間の住居手当についても同様とする。

（最高号給等の切替え等）

4　切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

（切替期間における異動者の号給等）

5　切替日からこの規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の千葉県道路公社職員給与支給規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又は受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち千葉県道路公社組織規程に定める職員の改正後の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

6　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び千葉県道路公社組織規程の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において、職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において千葉県職員の給与に関する条例の規定の例により必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

7　附則第４項から前項までの規定の適用については、改正前の規程の規定の適用より職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　職員が改正前の規程の規定に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、昭和52年３月31日から施行し改正後の職員給与支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和51年４月１日（以下「切替日」という。）から適用する。

（期末手当の額の特例）

2　昭和51年12月に改正前の規程第18条の規定により支給された職員の期末手当の額が改正後の規程第18条の規定によりその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は同条の規定にかかわらずその差額を同条の規定により支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

（特定号給職員の切替え等）

3　特定号給職員の切替え、最高号給等の切替え、切替期間における異動者の号給切替日前の異動者の号給等の調整、旧号給等の基礎、改正後の規程第５条の規定の適用の経過措置昭和51年７月１日以降に新たに特定号給職員等となった者等の号給等の調整等の切替え措置等については、千葉県の職員の給与に関する条例の規定の例による。

（給与の内払）

4　職員が改正前の規程の規定に基づいて、切替期間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、昭和53年１月20日から施行し、改正後の職員給与支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和52年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

2　最高号給等の切替え、切替期間における異動者の号給切替日前の異動者の号給等の調整、旧号給等の基礎住居手当に関する経過措置等については、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

（給与の内払）

3　職員が改正前の規定に基づいて切替日以降分としての支給を受けた給与は改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和53年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、昭和54年３月１日から施行し、昭和53年４月１日から適用する。

ただし、改正前の規程第18条の規定により支給された職員の期末手当の額が改正後の規程第18条の規定によりその者が昭和53年12月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、この改正後の規程第18条の規定にかかわらず、その差額を同条の規定により支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和54年６月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則

（適用）

1　この規程は、昭和55年４月１日から適用する。

附　則

（適用）

1　この規程は、昭和55年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和55年12月25日から施行する。

（適用）

2　この規程は、昭和55年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正前の規程に基づいて昭和55年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（適用）

1　この規程は、昭和56年４月１日から適用する。

附　則

（適用）

1　この規程は、昭和56年９月１日から適用する。

附　則

（適用）

1　この規程は、昭和56年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和56年12月24日から施行する。

（適用）

2　この規程は、昭和56年４月１日から適用する。

（給与の内払）
3　改正前の規程に基づいて、昭和56年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（適用）
1　この規程は、昭和57年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、昭和59年４月１日から施行する。
（適用）
2　この規程は、昭和58年４月１日から適用する。
（給与の内払）
3　職員が改正前の規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、昭和60年３月１日から施行する。
（適用）
2　この規程は、昭和59年４月１日から適用する。
（給与の内払）
3　職員が改正前の規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、昭和60年３月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）
1　この規程は、昭和60年12月25日から施行する。ただし、附則第５項及び第６項の規定は昭和61年４月１日から施行する。
（適用）
2　この規程による改正後の千葉県道路公社職員給与支給規程の規定は、昭和60年７月１日から適用する。
（職務の級への切替え）
3　昭和60年７月１日（以下「切替日」という。）の前日から引続き在職する職員の切替え日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）に対応する附則別表第１の職務の級の

欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

4　前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替えにおける号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第２の新号給の欄に定める号給とする。ただし、８級に切替えられる職員の号給については、理事長が別に定める。

（特定の職務の級への切替え）

5　昭和61年４月１日（以下「特定切替日」という。）の前日から引続き在籍する職員であって特定切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表３に掲げられている者のうち部長、次長、課長及び課長補佐、主査、建設事務所長、管理事務所長の職務の者の特定切替日における職務の級は、旧級に対応する同表の職務の級とする。

6　前項の規定により特定切替日における職務の級を定められる職員の特定切替日における号給（以下「特定新号給」という。）は、特定切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「特定旧号給」という。）に対応する附則別表４の特定新号給の欄に定める号給とする。

附則別表１

職　務　の　級　へ　の　切　替　表

<table>
<tr><td rowspan="7">給　料　表</td><td>旧　等　級</td><td>職　務　の　級</td></tr>
<tr><td>５　等　級</td><td>１　級</td></tr>
<tr><td>４　等　級</td><td>２　級</td></tr>
<tr><td>３　等　級</td><td>３　級</td></tr>
<tr><td>２　等　級</td><td>５　級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１　等　級</td><td>７　級</td></tr>
<tr><td>８　級</td></tr>
</table>

附則別表２

号　給　の　切　替　表

旧　号　給	新　号　給					
	１級	２級	３級	５級	７級	８級
1		1	1	1	1	1
2	1	2	2	1	1	1
3	2	3	3	2	1	1
4	3	4	4	3	2	1
5	4	5	5	4	3	1
6	5	6	6	5	4	1
7	6	7	7	6	5	1
8	7	8	8	7	6	1
9	8	9	9	8	7	1
10	9	10	10	9	8	2
11	10	11	11	10	9	3
12	11	12	12	11	10	4
13	12	13	13	12	11	5
14	13	14	14	13	12	6
15	14	15	15	14	13	7
16	15	16	16	15	14	8
17	16	17	17	16	15	9
18	17	18	18	17	16	10
19	18	19	19	18	17	11
20	19	20	20	19	18	12
21	20	21	21	20	19	13
22	21	22	22	21	20	14
23	22	23	23	22	21	15
24	23	24	24	23	22	15
25	24	25	25	24	23	16
26	25		26	25		
27			27			
28			28			

附則別表３

特定の職務の級への切替表

	旧　級	職務の級
給料表	３　級	４　級
	５　級	６　級
	７　級	８　級

附則別表４

特定の号給の切替表

特　定	特　定　新　号　給		
旧号給	４　級	６　級	８　級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	2	1
4	2	3	1
5	3	4	1
6	4	5	1
7	5	6	1
8	6	7	2
9	7	8	3
10	8	9	4
11	9	10	5
12	10	11	6
13	11	12	7
14	12	13	8
15	13	14	9
16	14	15	1
17	15	16	11
18	16	17	12
19	17	18	13
20	18	19	14
21	19	20	15
22	20	21	15
23	21	22	16
24	22	23	17
25	23	24	1
26	24	25	
27	25	26	
28	26		
29	27		
30	28		
31	29		

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和60年12月25日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和61年８月15日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和61年12月16日から施行する。

（適用）

2　この規程は、昭和61年４月１日から適用する。ただし、第20条については昭和62年１月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正前の規程に基づいて、昭和61年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに、職員に支払われた給与は改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、昭和62年12月24日から施行する。

（適用）

2　この規程は、昭和62年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正前の規程に基づいて、昭和62年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに、職員に支払われた給与は改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成元年２月27日から施行する。

（適用）

2　この規程は、昭和63年４月１日から適用する。ただし、第９条第２項については平成元年４月１日から、第10条については、昭和64年１月１日から適用する。

（昇給期間の特例）

3　平成元年４月１日（以下「基準日」という。）の前日から引続き在職する職員の基準日以降のその者に係る最初の昇給が、第５条第４項の規定の適用による場合にあっては、同項中「12月」とあるのは「18月」とする。

（給与の内払）

4　改正前の規程に基づいて、昭和63年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに、職員に支払われた給与は改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成２年３月28日から施行する。

（適用）

2　この規程は、平成元年４月１日から適用する。ただし、第11条及び第20条の２については平成２年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正前の規程に基づいて、平成元年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに、職員に支払われた給与は改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成３年４月１日から施行する。ただし、第22条の通勤災害の取扱いの改正については、平成３年１月１日から適用する。

（給与の内払）

2　改正前の規程に基づいて、平成２年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに、職員に支払われた給与は改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成４年４月１日から施行する。ただし、第20条の宿日直手当については、平成５年１月１日から施行する。

（給与の内払）

2　改正前の規程に基づいて、平成４年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに、職員に支払われた給与は改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成４年12月28日から施行する。

（適用）

2　この規程は、平成４年４月１日から適用する。ただし、第20条の宿日直手当については、平成５年１月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正前の規程に基づいて、平成４年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに、職員に支払われた給与は改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成５年12月22日から施行する。
（適用）
2　この規程は、平成５年４月１日から適用する。ただし、第14条の時間外勤務手当、第15条の休日勤務手当については、平成６年４月１日から適用する。
（期末手当の額の特例）
3　平成５年12月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の規程別表第３期末手当の項の規定にかかわらず、同月１日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）におけるその者の改正後の規程の規定により計算して得た額とする。
4　前項の規定の適用を受ける職員の平成６年３月の期末手当の額は、改正後の規程別表第３期末手当の項の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から前項の規定によりその者に支給される額と改正後の条例の規定を適用した場合において平成５年12月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額（その差額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。
（給与の内払）
5　改正前の規程に基づいて、平成５年４月１日からこの規程の施行の日の前日までに、職員に支払われた給与は改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成６年12月22日から施行する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成７年11月21日から施行する。

附　則

（施行期日等）
1　この規程は、平成７年12月19日から施行する。ただし、第11条、第12条及び第19条の改定規定は平成８年１月11日から施行する。
（適用）
2　この規程は、平成７年４月１日から適用する。
（給与の内払）
3　改定後の規定を適用する場合においては、改正前の規程により支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成８年４月１日から施行する。ただし、第10条の調整手当、第19条の通勤手当及び第20条の宿日直手当については、平成９年１月１日から施行する。
（適用）
2　この規程は、平成８年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日等）
1　この規程は、平成９年４月１日から適用する。ただし、第18条の期末手当及び第20条の宿日直手当については、平成10年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）
1　この規程は、交付の日から施行し、行政職７級相当以上で管理職手当20％以上の支給を受ける職員等については平成10年10月１日から、その他の職員については平成10年７月１日から実施する。
ただし、第20条の宿日直手当の改正は、平成11年１月１日から適用する。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成10年４月１日から施行する。
（管理職手当等の特例）
2　第７条に基づき管理職手当を支給される職員の平成10年11月１日から平成12年３月31日までの間における管理職手当の月額は、同条の規定にかかわらず、同条に基づき定められる管理職手当の額から100分の10に相当する額（その額に１円未満が生じたときは、これを切捨てた額）を減じた額とする。第10条の規定により調整手当の月額を算出する場合における管理職手当の月額についても同様とする。

附　則

（施行期日）
1　この規程は、平成11年４月１日から施行する。ただし、第11条住居手当、第13条特殊勤務手当については、平成12年１月１日から適用する。
2　この規程による職務の級への切替に伴う改正後の職員給与支給規程の規定は、平成12年１月１日から適用する。
（職務の級への切替）
3　平成12年１月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた勤務の等級に対応する附則別表５の職務の級の欄に定める職務の級とする。
（職務の級への切替に伴う号給の切替）
4　前項の規定により新級を定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表６の新号給の欄に定める号給とす

る。

5　前項の規定により暫定給料月額の定めのある号給とされた職員の給料月額は、別表第１に規定する給料月額にかかわらず、附則別表７に定めるとおりとする。

（給料月額の特例）

6　附則第４項の規定により定められる号給に対応する給料月額（以下「新給料月額」という。）が切替日の前日においてその者が受けていた号給に対応する給料月額（以下「旧給料月額」という。）に達しないこととなる職員の、その達しないこととなる期間における新給料月額は、第４条の規定による改正後の別表１の規定並びに附則第４項の規定にかかわらず、新給料月額に旧給料月額と新給料月額との差額を加算した額とする。

（給料の内払）

7　改正前に基づいて、平成11年４月１日からこの規程の施行の前日までに職員に支払われた給料は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附則別表第５

職　務　の　級　へ　の　切　替　表

	旧　　級	職　務　の　級
給　　料　　表	１　級	１　級 ２　級
	２　級	２　級 ３　級
	３　級	４　級 ５　級
	４　級	６　級
	５　級	７　級
	６　級	８　級
	７　級	９　級
	８　級	10　級

附則別表６

別紙

附則別表７

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成11年10月１日から施行する。

（昇給期間の特例）

2　平成11年10月１日（以下「基準日」という。）に在職する職員の基準日以後の最初の昇給に係る第５条第４項の適用においては、同項中「12月」とあるのは「24月」とする。基準日の翌日以後に新たに職員となった職員の最初の昇給についても、当分の間、同様とする。

（管理職手当等の特例）

3　平成10年11月１日施行の千葉県道路公社職員給与支給規程の一部を改正する規程の附則第２項中「平成12年３月31日」を「平成12年９月30日」とし、「100分の10」を「100分の10（同条の規定により給料月額の20％の管理職手当を受ける職員にあっては平成11年10月１日から平成12年９月30日までの間について100分の15)」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成12年10月１日から施行する。

（昇給期間の調整）

2　平成11年10月１日施行の「昇給期間の特例」の適用がないものとした場合に平成11年10月１日以後最初に昇給することとなる日から12月を経過した日における職務の級並びに号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間（以下「等号給等」という。）については、その者が同項の規程がないものとした場合において同日に受けることとなる級号給等に調整することができる。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成14年１月８日から施行し、平成13年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

2　平成13年12月の職員の期末手当の額は、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定により計算して得た額とする。

3　平成14年３月の職員の期末手当の額は、同月にその者に支給されることとなる期末手当の額（以下「期末手当額」）から平成13年12月にその者に支給され

た期末手当の額と改正後の規定適用した場合において同月の期末手当としてその者に支給されることとなる額との差額(その額が期末手当額を超えるときは、期末手当額）を控除して得た額とする。

（特例一時金）

4　当分の間、特例措置として、各年度の３月１日に在職する職員に対し、特例一時金を支給する。

5　特例一時金の額及び、対象職員等支給に関する必要な事項は、千葉県職員の給与に関する条例の規定の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成15年１月１日から施行する。

（58歳以上の職員の昇給）

2　第５条第４項の規定による昇給期間は、58歳に達した日後、最初に到来する昇給については、24月とする。

（管理職手当の特例）

3　第７条に基づき管理職手当を支給される職員の平成15年１月１日から平成16年12月31日までの間における管理職手当の月額は、同条の規定にかかわらず同条の規定に基づき定められる管理職手当から100分の10に相当する額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額）を減じた額とする。ただし、支給割合18％未満の者は、100分の５に相当する額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額）を減じた額とする。

第10条の規定により調整手当の月額を算出する場合における管理職手当の月額についても同様とする。

（期末手当の額の特例）

4　平成15年３月に支給する期末手当額は、改正後の規定にかかわらず同条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から第１号に掲げる額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。

この場合において、第１号に掲げる額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。（１）平成15年３月１日（期末手当について改正後の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引続いて在職した期間で平成14年４月１日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち給料、扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（「給料等」という。）の額の合計額

5　平成14年１月８日施行の附則４、５（特例一時金）を廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成15年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成15年８月１日から施行する。

（給料の特例）

2　職員の平成15年８月１日から平成17年７月31日までの間における給料月額を、千葉県道路公社職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）第４条の規定による給料月額からその100分の２に相当する額を減じた額とする。

ただし、手当（調整手当（他の手当の額の算出の基礎なるものを除く。）を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、規程第４条の規定による額とする。

3　前項に規定する職員のうち給与規程第７条の規定により管理職手当を受けるべき職にある職員の平成15年８月１日から平成17年７月31日までの間（その職員がその職にある期間に限る。）における給料月額を算出する場合の同項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは、「100分の3」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成15年12月１日から施行する。

ただし、第５条の２については、平成16年１月１日から、第10条の調整手当については、平成16年４月１日から、第５条及び附則第４項、第５項の規定は平成17年４月１日から施行する。

（平成15年12月に支給する期末手当の額の特例）

2　平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第18条の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（１）平成15年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに職員となった者）にあっては、新たに職員となった日において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当の月額並びに１月当たりの通勤手当に相当する額として人事委員会で定める額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）平成15年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（調整手当に関する経過措置）

3　第２条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与支給規程第10条の２の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第２条の規定による改正後の給与支給規程第10条の２の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き６ヶ月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権威上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）とあるのは「場合」と、「いい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と「から２年を経過する」とあるのは「から３年を経過する日又は平成18年３月31日のいずれか早い日」と「当該異動日の日から１年を経過する」とあるのは「平成17年３月31日」と、同条第１号中「同日以後１年を経過する日」とあるのは「平成17年３月31日」と、同条第２号中「２年を経過する日」とあるのは「３年を経過する日又は平成18年３月31日のいずれか早い日」とする。

（昇給停止に関する経過措置）

4　平成17年４月１日（以下「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受けている職員のうち、基準日において55歳（第３条の規定による改正後の給与支給規程（以下「新給与支給規程」という。）、58歳以上の職員にあっては、次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において第３条の規定による改正前の給与支給規程第５条で定める年齢58査宇を超えていない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

5　基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権威上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員については、新給与支給規程第５条第４項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後最初に到来する４月１日以降も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることが出来る。

職員の区分	基準日現在の年齢区分	昇給停止年齢
特例職員以外の職員	54歳を超える年齢	58歳
	52歳を超え54歳を超えない年齢	57歳
	50歳を超え52歳を超えない年齢	56歳

6　前項で定める職員及び当該職員との権威上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定める職員のうち、新給与支給規程第５条基準日の前日に

おいて給与支給規程で定める年齢であるものについての昇給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成17年１月１日から施行する。

（管理職手当の特例）

2　現在、実施している管理職手当の減額措置を２年間延長する。

3　実施期間は、平成17年１月から平成18年12月までとする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成17年８月１日から施行する。

（給料の特例）

2　現在実施している「給料の特例」の一部を次のように改正する。

文中「平成15年８月１日から平成17年７月31日」を「平成17年８月１日から平成19年７月31日」に、「100分の２に相当する額」を「100分の1.8に相当する額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額)」に改める。

3　文中「平成15年８月１日から平成17年７月31日」を「平成17年８月１日から平成19年７月31日」に、次に次の１項を加える。

4　第２項に規定する職員のうち、別表に掲げる給料表に該当する職員の平成17年８月１日から平成19年７月31までの間（その職員が同表に掲げる給料表に該当する期間に限る。）における給料月額を算出する場合の規定の適用については、同項中「100分の1.8」とあるのは、「100分の1.5」とする。

別表

1　その職務の級が１級である職員 2　その職務の級が２級である職員のうちその受ける号給が13号給以下である職員 3　その職務の級が３級である職員のうちその受ける号給が７号給以下である職員

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成18年1 月１日から施行する。

ただし、期末・勤勉手当の改正のうち平成17年12月期の支給割合の改正は平成17年12月20日から施行、平成17年12月１日から適用し、平成18年度以降の支給割合の改正は平成18年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成18年12月22日から施行する。

（管理職手当の特例）

２　現行の実施期間を平成19年７月31日まで延長する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成19年７月10日から施行する。

（管理職手当の特例）

２　平成18年12月22日施行の「管理職手当の特例」を次のように改正する。

現在実施している減額措置を平成21年７月31日まで延長する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成19年８月１日から施行する。

（給料の特例）

２　平成17年８月１日施行の「給料の特例」の一部を次のように改正する。

文中「平成17年８月１日から平成19年７月31日」を「平成19年８月１日から平成21年７月31日」に、「100分の1.8に相当する額」を「100分の1.3に相当する額」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

３　文中「平成17年８月１日から平成19年７月31日」を「平成19年８月１日から平成21年７月31日」に改める。

４　「第２項に規定する職員のうち、別表に掲げる給料表に該当する職員」以降を、「の給料月額については、給与規程第４条の規定による額とする。」に改める。

別表中、「その職務の級が２級である職員のうちその受ける号給が13号給以下である職員」を「その職務の級が２級である職員のうちその受ける号給が15号給以下である職員」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、平成20年３月21日から施行し、平成19年４月１日から適用する。

ただし、第19条の勤勉手当については、平成20年４月１日から適用する。

（勤勉手当の額の特例）

2　平成19年12月の勤勉手当を支給されることとなる職員の同月の勤勉手当の額は、改正後の規定にかかわらず、100分の77.5に相当する額とする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成20年４月１日から施行する。

（職務の級の切替）

2　平成20年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表８に掲げられている職務の級であった職員の切替え日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（職務の級への切替に伴う号給の切替）

3　前項の規定により新級を定められた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第９の新号給の欄に定める号給とする。

（号給の切替えに伴う経過措置）

4　切替日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（給料の特例）

5　平成19年８月１日施行の「給料の特例」の一部を次のように改正する。

第４項文中「別表」を次のように改める。

別表

１その職務の級が１級である職員のうちその受ける号給が77以下である職員 ２その職務の級が２級である職員のうちその受ける号給が28以下である職員

（管理職手当に関する経過措置）

6　平成22年度までの間、管理職手当の定額化後の手当額（新手当額）が平成20年３月31日に受けていた手当額（旧手当額）に達しない職員には、新旧の手当額の差額に一定割合（下表）を乗じて得た額を新手当額に加えて支給する。

期間の区分	割合
平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	100分の100
平成21年４月１日から平成22年３月31日まで	100分の 75
平成22年４月１日から平成23年３月31日まで	100分の 50

附則別表　８・９　　別紙

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成21年5月29日から施行する。

（期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例措置）

2　平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第18条中「基準日が6月1日の場合　140/100」とあるを、「基準日が6月1日の場合　125/100」とし、第19条中「基準日が６月1日、12月1日の場合　75/100」とあるを、「基準日が6月1日、12月1日の場合　70/100」とする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成21年8月1日から施行する。

（給料の特例）

2　平成19年8月1日施行の「給料の特例」の一部を次のように改正する。

文中「平成19年8月1日から平成21年7月31日」を「平成21年8月1日から平成22年3月31日」に、「100分の1.3に相当する額」を「100分の1に相当する額」に改める。

3　文中「平成19年8月1日から平成21年7月31日」を「平成21年8月1日から平成22年3月31日」に改める。

（管理職手当の特例）

4　現在実施している減額措置を平成22年3月31日まで延長する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（給料表改正に伴う経過措置）

2　平成18年4月1日の給料表の改正により経過措置として、平成18年3月31日において受けていた給料月額との差額を支給されている職員については、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）との差額を支給する。

（管理職手当定額化に伴う経過措置）

3　平成20年4月1日の管理職手当定額化に伴う経過措置の適用を受けている職員については、経過措置基準額に100分の99.76を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）を経過措置基準額とする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成22年12月１日から施行する。

ただし、第13条の特殊勤務手当については、平成20年４月１日から適用し、第11条の住居手当、第18条の期末手当及び第19条の勤勉手当については、平成23年４月１日から適用する。

（50歳台後半層の給与の抑制措置）

2　当分の間、第４条に定める給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）

のうちその職務の級が７級以上であるものに対する、給料の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の４月１日（平成22年４月１日前に55歳に達した職員については同年12月１日）以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減ずる（当該給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額を減ずる。）

３　２の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、２により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

４　２の適用を受ける職員に対する管理職手当、期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の支給並びに当該職員に係る勤務１時間当たりの給与額の算出等に当たっては２及び３に準ずる。

５　２から４の具体的な算出例については、平成22年11月30日付総第1329号千葉県の「職員の給与に関する条例等の一部改正等について（通知）」の別紙４に準ずる。

（給料の経過措置）

６　平成18年４月１日の給料表の改正に伴う経過措置として、平成18年３月31日において受けていた給料月額との差額を支給されている職員については、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額（１円未満の端数切捨て）との差額を支給する。

（住居手当に関する経過措置）

７　平成23年３月に係る自宅に係る住居手当を支給される職員が、平成23年４月１日以後も引き続き支給要件を満たす場合は、平成23年度は月額3,000円、平成24年度は月額1,500円の住居手当を支給する。

（期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例）

８　平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当について、第18条中「基準日が12月１日の場合137.5/100」とあるを、「基準日が12月１日の場合135/100」とし、第19条中「基準日が６月１日、12月１日の場合67.5/100」とあるを、「基準日が６月１日、12月１日の場合65/100」とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

９　平成22年12月に支給する期末手当の額は、前項８の期末手当の改正後の額（以下「基準額」という。）から、次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととする。

（１）平成22年４月１日（同月２日から同年12月１日までの期間において、職員給与支給規程第４条の別表第１の適用を受ける職員のうち次の表に掲げる職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）において、調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属

する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号　給
１級	１号給から93号給まで
２級	１号給から64号給まで
３級	１号給から48号給まで
４級	１号給から32号給まで
５級	１号給から24号給まで
６級	１号給から16号給まで
７級	１号給から４号給まで

（２）平成22年６月１日において、調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成23年12月１日から施行する。

（給料の経過措置）

２　平成18年4月1日の給料表の改正に伴う経過措置として、平成18年3月31日において受けていた給料月額との差額を支給されている職員については、当該給料月額に100分の99.19を乗じて得た額（1円未満の端数切捨て）との差額を支給する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　平成23年12月に支給する期末手当の額は、給与支給規程第18条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の（１）及び（２）に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととする。

（１）平成23年4月1日（同月12月1日までの期間において、職員給与支給規程第4条の別表第1の適用を受ける職員のうち次の表に掲げる職員以外の職員（以下「調整対象職員」という。）において、調整対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	号　給
１級	１号給から93号給まで
２級	１号給から76号給まで
３級	１号給から60号給まで
４級	１号給から44号給まで
５級	１号給から36号給まで
６級	１号給から28号給まで
７級	１号給から16号給まで
８級	１号給から 4号給まで

（２）　平成23年6月1日において調整対象職員であった者に、同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（給料の経過措置）

2　平成18年4月1日の給料表の改正に伴う経過措置として、当該給料月額に100分の99.19を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）との差額（以下「差額」という。）を支給されている職員について、その差額から、平成24年3月31日における差額に5分の1を乗じて得た額（その差額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）（その額が1万円を超えるときは、1万円とする。以下「減額基準額」という。）に同年4月1日から起算して1年を経過するごとに減額基準額を加えた額（その額が差額を超えるときは、差額とする。）を減じた額を支給する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成25年7月1日から施行する。

（給料の特例）

2　平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）千葉県道路公社職員給与支給規定（以下「給与規程」という。）第4条に掲げる給料表の適用を受ける職員の支給にあたっては、給料月額から、当該給料月額に下表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。

職務の級	割　合
２級以下	100分の4.77
３級から６級まで	100分の7.77
７級以上	100分の9.77

（管理職手当の特例）

３　給与規程第7条に基づき管理職手当を支給される職員の特例期間における管理職手当の月額は、当該管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

（地域手当の特例）

４　職員の特例期間における地域手当の月額は、給料月額に対する地域手当の月額に、当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

（時間外勤務手当等の特例）

５　職員の特例期間における時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務１時間あたりの給与額の算出に当たっては、第2項、第4項において得た減額後の額で算出した額とする。

（期末手当の特例）

６　特例期間に職員が受ける期末手当の額は、当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額を減じた額とする。

（勤勉手当の特例）

７　特例期間に職員が受ける勤勉手当の額は、当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額を減じた額とする。

（50歳台後半層の職員の特例）

８　55歳を超える職員（千葉県道路公社職員給与支給規程第4条に掲げる給料表6級以下の職員及び再任用職員を除く）の給料、管理職手当、期末手当及び勤勉手当等の支給については、抑制措置により減じた額に、それぞれの減額率を乗じて得た額を減じた額とする。

（端数処理）

９　減額する額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てることができる。

（その他）

10 この規程の定めのないものについては、千葉県の一般の職員の給与等の臨時特例に関する条例に準ずるものとする。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成25年12月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、昇給制度の改正については、平成26年4月1日から施行する。

（55歳を超える職員の昇給の措置）

2　当分の間、55歳を超える職員の号級は、年１回、４月１日に同日前から12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、１号給の昇給ができることとする。

（55歳を超える職員の研修、表彰等による特別昇給の措置）

3　55歳を超える職員が､職員給与支給規程第５条の２の規定に該当するときは、当分の間１号給の昇給ができることとする。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成27年1月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第19条における支給割合については、平成27年4月1日から適用するものとする。

（勤勉手当の支給割合の特例）

2　平成26年12月に支給する勤勉手当については、「基準日が12月1日の場合82.5/100」とする。

（給与の内払い）

3　改正前の職員給与支給規程に基づいて、平成26年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（50歳台後半層の給与の抑制措置の廃止）

2　55歳を超える職員で千葉県道路公社給料表7級以上であるものに対する給料等の1.5%減額支給措置を平成30年3月31日で廃止する。

（給料表の切替えに伴う経過措置）

3　平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置として、切替日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（50歳台後半層の給与の抑制措置を受ける職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料（以下「差額」という。）として支給する。

4　育児短時間勤務等を開始又は終了した職員で、切替日の前日に受けていた号給に応じた額（育児短時間勤務等をしている職員は、勤務時間で割落とした額）に達しない職員には平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、差額を支給する。

5　平成18年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額の取扱いについては、平成27年3月31日付け県土政第1345号の1「公社等外郭団体における給与制度の総合的見直し等の取扱いについて（通知）」の別記1(5)ウに準ずる。

（地域手当に関する経過措置）

6　地域手当の支給割合については、改正後の支給割合の範囲内で、平成30年4月までに段階的に引き上げるものとし、その支給にあたっては千葉県職員の給与に関する条例の例によるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（50歳台後半層の給与の抑制措置の廃止）

2　55歳を超える職員で千葉県道路公社給料表7級以上であるものに対する給料等の1.5％減額支給措置を平成30年3月31日で廃止する。

（給料表の切替えに伴う経過措置）

3　平成27年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置として、切替日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（50歳台後半層の給与の抑制措置を受ける職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料（以下「差額」という。）として支給する。

4　育児短時間勤務等を開始又は終了した職員で、切替日の前日に受けていた号給に応じた額（育児短時間勤務等をしている職員は、勤務時間で割落とした額）に達しない職員には平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、差額を支給する。

5　平成18年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額の取扱いについては、平成27年3月31日付け県土政第1345号の1「公社等外郭団体における給与制度の総合的見直し等の取扱いについて（通知）」の別記1(5)ウに準ずる。

（地域手当に関する経過措置）

6　地域手当の支給割合については、改正後の支給割合の範囲内で、平成30年4月までに段階的に引き上げるものとし、その支給にあたっては千葉県職員の給与に関する条例の例によるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成28年3月28日から施行する。

ただし、第19条の改正事項は、平成28年4月1日から施行する。

また、第4条の別表第1及び本附則第2項の地域手当の特例は、平成27年4月1日から適用し、本附則第3条の勤勉手当の特例は、平成27年12月1日から適用する。

（地域手当の特例）

2　第10条第2項の乙地の割合は、平成27年度においては「100分の8.3」とする。

（勤勉手当の特例）

3　勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」とする。

（給与の内払い）

4　改正間の職員給与支給規程に基づいて、平成27年4月1日からこの規程の施行日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成29年1月26日から施行する。

ただし、第19条の改正事項は、平成29年4月1日から施行する。

なお、第4条の別表第1及び第9条については、平成28年4月1日から適用し、本附則第2項の勤勉手当の特例は、平成28年12月1日から適用する。

（勤勉手当の特例）

2　勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の85」を「100分の90」に、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」とする。

（給与の内払い）

3　改正前の職員給与支給規程に基づいて、平成28年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成29年度における扶養手当の特例）

2　平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の規程第9条第7項第3号及び第4号の規定は適用せず改正後の規程第9条第3項、第5項及び第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族である配偶者、父母等については一人につき6,500円（給料表別表　第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級

であるもの（以下「8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち一人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円）」と、第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった　者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員　に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2)　扶養親族としての要件を　欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は同条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての　要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2)　扶養親族としての要件を欠くに　至った者がある場合（扶養親族である子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親　族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）(3)　扶養親族である子または扶養親族である父母等がある職員　が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）(4)　扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のある職員となった場合（第1号に該当する場合を除く。）　」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者のある職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子のある職員となった場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（平成30年度における扶養手当の特例）

３　平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の規程第9条第7項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の規程第9条第3項及び第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(給料表別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、「同項第2号」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（平成31年度における扶養手当の特例）

４　平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の規程第9条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第　3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

（給与の内払い）

５　改正前の職員給与支給規程に基づいて、平成28年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、平成30年1月18日から施行する。

ただし、第19条の改正事項は、平成30年4月1日から施行する。

なお、第4条の別表第1及び第10条については、平成29年4月1日から適用し、本附則第2項の勤勉手当の特例は、平成29年12月1日から適用する。

（勤勉手当の特例）

２　勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」とする。

（給与の内払い）

３　改正前の職員給与支給規程に基づいて、平成29年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、平成31年1月30日から施行する。

ただし、第18条及び第19条の改正事項は、平成31年4月1日から施行する。

なお、第4条の別表第1及び第20条については平成30年4月1日から適用し、本附則第2項の勤勉手当の特例は、平成30年12月1日から適用する。

（勤勉手当の特例）

２　勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の95」に、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」とする。

（給与の内払い）

3　改正前の職員給与支給規程に基づいて、平成30年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和2年1月30日から施行する。

ただし、第11条及び第19条の改正事項は、令和2年4月1日から施行する。

なお、第4条の別表第1については平成31年4月1日から適用し、本附則第2項の勤勉手当の特例は、令和元年12月1日から適用する。

（勤勉手当の特例）

2　勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の95」を「100分の97.5」とする。

（住居手当の経過措置）

3　第11条の規定の施行日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の千葉県道路公社職員給与支給規程（以下「職員給与規定」という。）第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える職員であって、一部施行日以降においても引き続き当該住居に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第11条の規定による改正後の同規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。本附則同項第2号において「旧手当額」という。）から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

（１）改正後の職員給与規定第11条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（２）旧手当額から改正後の職員給与規定第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員

（給与の内払い）

4　改正前の職員給与支給規程に基づいて、平成31年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和2年12月10日から施行する。

ただし、第18条の改正事項は、令和3年4月1日から施行する。

なお、本附則第2項の期末手当の特例は、令和2年12月1日から適用する。

（期末手当の特例）
2　期末手当について、第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」とする。

附　則

（施行期日等）
1　この規程は、令和3年12月10日から施行する。
ただし、第18条の改正事項は、令和4年4月1日から施行する。
なお、本附則第2項及び第3項の期末手当の特例は、令和3年12月1日から適用する。
（期末手当の特例）
2　期末手当について、第18条第2項中「100分の120」を「100分の112.5」とし、同条第3項中「100分の67.5」を「100分の62.5」とする。

附　則

（施行期日等）
1　この規程は、令和5年1月27日から施行する。
ただし、第4条別表第1は令和4年4月1日から適用し、本附則第2項の勤勉手当の特例は、令和4年12月1日から適用する。
なお、第14条から第16条及び第19条の改正事項は、令和5年4月1日から施行する。
（勤勉手当の特例）
2　勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」とし、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」とする。
（給与の内払い）
3　改正前の職員給与支給規程に基づいて、令和4年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）
1　この規程は、令和6年3月6日から施行する。
ただし、第4条別表第1、第18条及び第19条（支給割合を除く。）、附則第2号から第8号は令和5年4月1日から適用する。
なお、附則第9項及び第10項については令和5年12月1日から適用し、第18 条及び第19条の支給割合の改正事項は、令和6年4月1日から施行する。
2　千葉県道路公社就業規則第（以下「就業規則」という。）第38条の5第1項に規定する他の職への降任等をされた職員の、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）以後に適用される給料表は、第4条の規定による。
3　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこ

れを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

4　前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

（1）嘱託職員

（2）就業規則第38条の2第1項又は第2項により勤務している職員（就業規則第38条第4号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（3）就業規則第38条の6の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第38条の3に規定する管理監督職を占める職員

5　就業規則第38条の5に規定する他の職への降任等をされた職員であって、異動日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に本附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額ほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

7　附則第5項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第5項（第19条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第18条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

8　附則第2項から前項までに定めるもののほか、当該各規定の施行に関し必要な事項は、千葉県の一般職の職員に適用される定めの例による。

9　期末手当について、第18条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」とし、同条第3項中「100分の68.75」を「100分の70」とする。

10　勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の105」とし、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の50」とする。

11　改正前の職員給与支給規程に基づいて、令和5年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和7年1月16日から施行する。

ただし、第4条別表第1は、令和6年4月1日から適用する。

なお、附則第2項及び第3項については令和6年12月1日から適用し、第18条及び第19条の支給割合の改正事項は、令和7年4月1日から施行する。

2　期末手当について、第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」とし、同条第3項中「100分の70」を「100分の71.25」とする。

勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」とし、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」とする。

3　改正前の職員給与支給規程に基づいて、令和6年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払とみなす。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、給与規程別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

3　切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与規程第9条第2項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給与規程別表第1の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員に対しては支給しない。

また、同条第2項中「重度心身障害者」とあるのは「（５）重度心身障害者（６）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とし、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは、「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附　　則

（施行期日等）

1　この規程は　令和8年1月21日から施行する。

ただし、第4条別表第1及び第20条は、令和7年4月1日から適用する。

なお、附則第2項及び第3項については令和7年12月1日から適用し、第18条及び第19条の支給割合の改正事項は、令和8年4月1日から施行する。

２　期末手当について、第18条第2項中「100分の126.5」を「100分の127.5」とし、同条第3項中「100分の71.25」を「100分の72.5」とする。
勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の106.25」を「100分の107.5」とし、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の52.5」とする。

３　改正前の職員給与支給規程に基づいて、令和7年4月1日からこの規程の施行日の前日までに職員に支払われた給与は、改正後の職員給与支給規程の規定による給与の内払とみなす。

附則別表6

旧級	1級		2級			3級				4級	5級		6級	7級	8級
新級	1級	2級	2級	3級		4級		5級		6級	7級		8級	9級	10級
新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	暫定給料月額	新号給	暫定給料月額	新号給	暫定給料月額	新号給	新号給	暫定給料月額	新号給	新号給	新号給
					円		円		円			円			
1	−	−	−	−		1		1		1	1		1	1	1
2	3	2	2	1		1		1		1	1		1	1	1
3	4	2	3	1		2		1		1	1		1	1	1
4	5	2	4	1		3		2		2	2		1	1	2
5	6	2		2		4		3		3	3		2	1	3
6	7	2		3		5		4		4	4		3	1	4
7		2		4		6		5		5	5		4	2	5
8		3		5		7	278,300	6		6	6		5	3	6
9		4		6		8	287,600	7		7	7		6	4	7
10		5		7		9	297,000	8		8	8		7	5	8
11		6		8	243,400	10	305,700	9		9	9		8	6	9
12		7		9	250,300	11	315,100	10		10	10		9	7	10
13		8		10	257,100	12	323,200	11		11	11		10	8	10
14		9		11	263,900	13	331,400	12		12	12		11	9	11
15		10		12	270,100	14	339,500	13		13	13		12	10	12
16		11		13	276,400	15	347,300	14		14	14		13	11	13
17		12		14	272,400	16	355,200	15		14	15		14	12	14
18		13		15	288,300	17	363,200	16		15	16	418,300	15	12	15
19		14		16	294,200	18	368,500	17	371,000	16	17	426,000	15	13	16
20		15		17	300,100	19	371,900	18	378,900	17	18	432,400	16	14	
21		16		18	205,900	20	374,900	19	386,700	18	19	437,300	17	15	
22		17		19	311,600	21	377,800	20	394,500	19	20	442,100	18	16	
23		18		20	316,700	22	380,400	21	400,500	20	21	446,700	19	17	
24		19		21	321,700	23	383,000	22	405,300	21	22	451,000	20	18	
25				22	324,900	24	385,600	23	408,800	22	23	455,500	21	19	
26				23	328,100	25	388,200	24	412,400	23	24	460,500	22		
27				24	331,300	26	390,900	25	415,900	24	25	464,100			
28				25	334,500	27	393,700	26	419,400	25					
29						28	396,500	27	422,900	26					
30								28	426,800						
31								29	430,200						

附則別表7

職務の級							
3　級		4　級		5　級		7　級	
号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円		円		円
8	243,400	7	278,300	17	371,000	16	418,300
9	250,300	8	287,600	18	378,900	17	426,000
10	257,100	9	297,000	19	386,700	18	432,400
11	263,900	10	305,700	20	394,500	19	437,300
12	270,100	11	315,100	21	400,500	20	442,100
13	276,400	12	323,200	22	405,300	21	446,700
14	282,400	13	331,400	23	408,800	22	451,000
15	288,300	14	339,500	24	412,400	23	455,500
16	294,200	15	347,300	25	415,900	24	460,500
17	300,100	16	355,200	26	419,400	25	464,100
18	305,900	17	363,200	27	422,900		
19	311,600	18	368,500	28	426,800		
20	316,700	19	371,900	29	430,200		
21	321,700	20	374,900				
22	324,900	21	377,800				
23	328,100	22	380,400				
24	331,300	23	383,000				
25	334,500	24	385,600				
		25	388,200				
		26	390,900				
		27	393,700				
		28	396,500				

附則別表第8

職 務 の 級 の 切 替 表

	旧 級	新 級
給 料 表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級

附則別表第9

職務の級及び号給の切替表

旧号給	旧級 / 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			2-1	3-1	3-5	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
	3月以上6月未満			2-2	3-1	3-6	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
	6月以上9月未満			2-3	3-1	3-7	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
	9月以上12月未満			2-4	3-1	3-8	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
	12月以上			2-5	3-1	3-9	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
2	3月未満	1-1	1-25	2-5	3-1	3-9	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
	3月以上6月未満	1-2	1-26	2-6	3-2	3-10	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
	6月以上9月未満	1-3	1-27	2-7	3-3	3-11	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
	9月以上12月未満	1-4	1-28	2-8	3-4	3-12	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
	12月以上	1-5	1-29	2-9	3-5	3-13	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
3	3月未満	1-5	1-29	2-9	3-5	3-13	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1
	3月以上6月未満	1-6	1-30	2-10	3-6	3-14	4-2	5-1	6-1	7-1	8-1
	6月以上9月未満	1-7	1-31	2-11	3-7	3-15	4-3	5-1	6-1	7-1	8-1
	9月以上12月未満	1-8	1-32	2-12	3-8	3-16	4-4	5-1	6-1	7-1	8-1
	12月以上	1-9	1-33	2-13	3-9	3-17	4-5	5-1	6-1	7-1	8-1
4	3月未満	1-9	1-33	2-13	3-9	3-17	4-5	5-1	6-1	7-1	8-1
	3月以上6月未満	1-10	1-34	2-14	3-10	3-18	4-6	5-2	6-1	7-1	8-1
	6月以上9月未満	1-11	1-35	2-15	3-11	3-19	4-7	5-3	6-1	7-1	8-1
	9月以上12月未満	1-12	1-36	2-16	3-12	3-20	4-8	5-4	6-1	7-1	8-1
	12月以上	1-13	1-37	2-17	3-13	3-21	4-9	5-5	6-1	7-1	8-1
5	3月未満	1-13	1-37	2-17	3-13	3-21	4-9	5-5	6-1	7-1	8-1
	3月以上6月未満	1-14	1-38	2-18	3-14	3-22	4-10	5-6	6-2	7-1	8-1
	6月以上9月未満	1-15	1-39	2-19	3-15	3-23	4-11	5-7	6-3	7-1	8-1
	9月以上12月未満	1-16	1-40	2-20	3-16	3-24	4-12	5-8	6-4	7-1	8-1
	12月以上	1-17	1-41	2-21	3-17	3-25	4-13	5-9	6-5	7-1	8-1
6	3月未満	1-17	1-41	2-21	3-17	3-25	4-13	5-9	6-5	7-1	8-1
	3月以上6月未満	1-18	1-42	2-22	3-18	3-26	4-14	5-10	6-6	7-2	8-1
	6月以上9月未満	1-19	1-43	2-23	3-19	3-27	4-15	5-11	6-7	7-3	8-1
	9月以上12月未満	1-20	1-44	2-24	3-20	3-28	4-16	5-12	6-8	7-4	8-1
	12月以上	1-21	1-45	2-25	3-21	3-29	4-17	5-13	6-9	7-5	8-1
7	3月未満	1-21	1-45	2-25	3-21	3-29	4-17	5-13	6-9	7-5	8-1
	3月以上6月未満	1-22	1-46	2-26	3-22	3-30	4-18	5-14	6-10	7-6	8-2
	6月以上9月未満	1-23	1-47	2-27	3-23	3-31	4-19	5-15	6-11	7-7	8-3
	9月以上12月未満	1-24	1-48	2-28	3-24	3-32	4-20	5-16	6-12	7-8	8-4
	12月以上	1-25	1-49	2-29	3-25	3-33	4-21	5-17	6-13	7-9	8-5
8	3月未満	1-25	1-49	2-29	3-25	3-33	4-21	5-17	6-13	7-9	8-5
	3月以上6月未満	1-26	1-50	2-30	3-26	3-34	4-22	5-18	6-14	7-10	8-6
	6月以上9月未満	1-27	1-51	2-31	3-27	3-35	4-23	5-19	6-15	7-11	8-7
	9月以上12月未満	1-28	1-52	2-32	3-28	3-36	4-24	5-20	6-16	7-12	8-8
	12月以上	1-29	1-53	2-33	3-29	3-37	4-25	5-21	6-17	7-13	8-9
9	3月未満	1-29	1-53	2-33	3-29	3-37	4-25	5-21	6-17	7-13	8-9
	3月以上6月未満	1-29	1-54	2-34	3-30	3-38	4-26	5-22	6-18	7-14	8-10
	6月以上9月未満	1-30	1-55	2-35	3-31	3-39	4-27	5-23	6-19	7-15	8-11
	9月以上12月未満	1-30	1-56	2-36	3-32	3-40	4-28	5-24	6-20	7-16	8-12
	12月以上	1-31	1-57	2-37	3-33	3-41	4-29	5-25	6-21	7-17	8-13
10	3月未満	1-31	1-57	2-37	3-33	3-41	4-29	5-25	6-21	7-17	8-13
	3月以上6月未満	1-31	1-58	2-38	3-34	3-42	4-30	5-26	6-22	7-18	8-14
	6月以上9月未満	1-32	1-59	2-39	3-35	3-43	4-31	5-27	6-23	7-19	8-15
	9月以上12月未満	1-32	1-60	2-40	3-36	3-44	4-32	5-28	6-24	7-20	8-16
	12月以上	1-33	1-61	2-41	3-37	3-45	4-33	5-29	6-25	7-21	8-17
11	3月未満	1-33	1-61	2-41	3-37	3-45	4-33	5-29	6-25	7-21	8-17
	3月以上6月未満	1-33	1-62	2-42	3-38	3-46	4-34	5-30	6-26	7-22	8-18
	6月以上9月未満	1-33	1-63	2-43	3-39	3-47	4-35	5-31	6-27	7-23	8-19
	9月以上12月未満	1-34	1-64	2-44	3-40	3-48	4-36	5-32	6-28	7-24	8-20
	12月以上	1-34	1-65	2-45	3-41	3-49	4-37	5-33	6-29	7-25	8-21
12	3月未満	1-34	1-65	2-45	3-41	3-49	4-37	5-33	6-29	7-25	8-21
	3月以上6月未満	1-34	1-66	2-46	3-42	3-50	4-38	5-34	6-30	7-26	8-22
	6月以上9月未満	1-35	1-67	2-47	3-43	3-51	4-39	5-35	6-31	7-27	8-23
	9月以上12月未満	1-35	1-68	2-48	3-44	3-52	4-40	5-36	6-32	7-28	8-24
	12月以上	1-35	1-69	2-49	3-45	3-53	4-41	5-37	6-33	7-29	8-25
13	3月未満	1-35	1-69	2-49	3-45	3-53	4-41	5-37	6-33	7-29	8-25
	3月以上6月未満	1-36	1-70	2-50	3-46	3-54	4-42	5-38	6-34	7-30	8-26
	6月以上9月未満	1-36	1-71	2-51	3-47	3-55	4-43	5-39	6-35	7-31	8-27
	9月以上12月未満	1-36	1-72	2-52	3-48	3-56	4-44	5-40	6-36	7-32	8-28
	12月以上	1-37	1-73	2-53	3-49	3-57	4-45	5-41	6-37	7-33	8-29
14	3月未満	1-37	1-73	2-53	3-49	3-57	4-45	5-41	6-37	7-33	8-29
	3月以上6月未満	1-37	1-74	2-54	3-49	3-58	4-46	5-42	6-38	7-34	8-30
	6月以上9月未満	1-37	1-75	2-55	3-50	3-59	4-47	5-43	6-39	7-35	8-31
	9月以上12月未満	1-37	1-76	2-56	3-50	3-60	4-48	5-44	6-40	7-36	8-32
	12月以上	1-38	1-77	2-57	3-51	3-61	4-49	5-45	6-41	7-37	8-33
15	3月未満	1-38	1-77	2-57	3-51	3-61	4-49	5-45	6-41	7-37	8-33
	3月以上6月未満	1-38	1-78	2-58	3-51	3-62	4-50	5-46	6-42	7-38	8-34
	6月以上9月未満	1-38	1-79	2-59	3-52	3-63	4-51	5-47	6-43	7-39	8-35
	9月以上12月未満	1-38	1-80	2-60	3-52	3-64	4-52	5-48	6-44	7-40	8-36
	12月以上	1-39	1-81	2-61	3-53	3-65	4-53	5-49	6-45	7-41	8-37
16	3月未満	1-39	1-81	2-61	3-53	3-65	4-53	5-49	6-45	7-41	8-37
	3月以上6月未満	1-39	1-82	2-62	3-54	3-66	4-54	5-50	6-46	7-42	8-38
	6月以上9月未満	1-39	1-83	2-63	3-55	3-67	4-55	5-51	6-47	7-43	8-39
	9月以上12月未満	1-39	1-84	2-64	3-56	3-68	4-56	5-52	6-48	7-44	8-40
	12月以上	1-40	1-85	2-65	3-57	3-69	4-57	5-53	6-49	7-45	8-41

旧号給	旧級 / 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
17	3月未満	(1-40)	1-85	2-65	3-57	3-69	4-57	5-53	6-49	7-45	8-41
	3月以上6月未満	(1-40)	1-86	2-66	3-57	3-70	4-58	5-54	6-50	7-46	8-42
	6月以上9月未満	(1-40)	1-87	2-67	3-58	3-71	4-59	5-55	6-51	7-47	8-43
	9月以上12月未満	(1-40)	1-88	2-68	3-58	3-72	4-60	5-56	6-52	7-48	8-44
	12月以上	(1-41)	1-89	2-69	3-59	3-73	4-61	5-57	6-53	7-49	8-45
18	3月未満		1-89	2-69	3-59	3-73	4-61	5-57	6-53	7-49	
	3月以上6月未満		1-90	2-70	3-59	3-74	4-62	5-58	6-54	7-50	
	6月以上9月未満		1-91	2-71	3-60	3-75	4-63	5-59	6-55	7-51	
	9月以上12月未満		1-92	2-72	3-60	3-76	4-64	5-60	6-56	7-52	
	12月以上		1-93	2-73	3-61	3-77	4-65	5-61	6-57	7-53	
19	3月未満		1-93	2-73	3-61	3-77	4-65	5-61	6-57	7-53	
	3月以上6月未満		1-93	2-74	3-61	3-78	4-66	5-62	6-58	7-54	
	6月以上9月未満		1-93	2-75	3-61	3-79	4-67	5-63	6-59	7-55	
	9月以上12月未満		1-93	2-76	3-62	3-80	4-68	5-64	6-60	7-56	
	12月以上		1-93	2-77	3-62	3-81	4-69	5-65	6-61	7-57	
20	3月未満			2-77	3-62	3-81	4-69	5-65	6-61	(7-57)	
	3月以上6月未満			2-78	3-62	3-82	4-70	5-66	6-62	(7-58)	
	6月以上9月未満			2-79	3-63	3-83	4-71	5-67	6-63	(7-59)	
	9月以上12月未満			2-80	3-63	3-84	4-72	5-68	6-64	(7-60)	
	12月以上			2-81	3-63	3-85	4-73	5-69	6-65	(7-61)	
21	3月未満			2-81	3-63	3-85	4-73	5-69	6-65		
	3月以上6月未満			2-82	3-64	3-86	4-74	5-70	6-66		
	6月以上9月未満			2-83	3-64	3-87	4-75	5-71	6-67		
	9月以上12月未満			2-84	3-64	3-88	4-76	5-72	6-68		
	12月以上			2-85	3-65	3-89	4-77	5-73	6-69		
22	3月未満			2-85	3-65	3-89	4-77	5-73	6-69		
	3月以上6月未満			2-86	3-65	3-90	4-78	5-74	6-70		
	6月以上9月未満			2-87	3-66	3-91	4-79	5-75	6-71		
	9月以上12月未満			2-88	3-66	3-92	4-80	5-76	6-72		
	12月以上			2-89	3-67	3-93	4-81	5-77	6-73		
23	3月未満			2-89	3-67	3-93	4-81	5-77	6-73		
	3月以上6月未満			2-90	3-67	3-94	4-82	5-78	6-74		
	6月以上9月未満			2-91	3-68	3-95	4-83	5-79	6-75		
	9月以上12月未満			2-92	3-68	3-96	4-84	5-80	6-76		
	12月以上			2-93	3-69	3-97	4-85	5-81	6-77		
24	3月未満			2-93	3-69	3-97	4-85	5-81			
	3月以上6月未満			2-94	3-70	3-98	4-86	5-82			
	6月以上9月未満			2-95	3-71	3-99	4-87	5-83			
	9月以上12月未満			2-96	3-72	3-100	4-88	5-84			
	12月以上			2-97	3-73	3-101	4-89	5-85			
25	3月未満			2-97	3-73	3-101	4-89	5-85			
	3月以上6月未満			2-98	3-73	3-102	4-90	5-86			
	6月以上9月未満			2-99	3-74	3-103	4-91	5-87			
	9月以上12月未満			2-100	3-74	3-104	4-92	5-88			
	12月以上			2-101	3-75	3-105	4-93	5-89			
26	3月未満			2-101	3-75	3-105	4-93				
	3月以上6月未満			2-102	3-75	3-106	4-94				
	6月以上9月未満			2-103	3-76	3-107	4-95				
	9月以上12月未満			2-104	3-76	3-108	4-96				
	12月以上			2-105	3-77	3-109	4-97				
27	3月未満			2-105	3-77	3-109					
	3月以上6月未満			2-106	3-78	3-110					
	6月以上9月未満			2-107	3-79	3-111					
	9月以上12月未満			2-108	3-80	3-112					
	12月以上			2-109	3-81	3-113					
28	3月未満			2-109	3-81	3-113					
	3月以上6月未満			2-110	3-82	3-114					
	6月以上9月未満			2-111	3-83	3-115					
	9月以上12月未満			2-112	3-84	3-116					
	12月以上			2-113	3-85	3-117					
29	3月未満			2-113	(3-85)	3-117					
	3月以上6月未満			2-114	(3-85)	3-117					
	6月以上9月未満			2-115	(3-86)	3-117					
	9月以上12月未満			2-116	(3-86)	3-117					
	12月以上			2-117	(3-87)	3-117					
30	3月未満			2-117	(3-87)						
	3月以上6月未満			2-118	(3-87)						
	6月以上9月未満			2-119	(3-88)						
	9月以上12月未満			2-120	(3-88)						
	12月以上			2-121	(3-89)						
31	3月未満			2-121	(3-89)						
	3月以上6月未満			2-122	(3-90)						
	6月以上9月未満			2-123	(3-91)						
	9月以上12月未満			2-124	(3-92)						
	12月以上			2-125	(3-93)						
32	3月未満			2-125	(3-93)						
	3月以上6月未満			2-125	(3-94)						
	6月以上9月未満			2-125	(3-95)						
	9月以上12月未満			2-125	(3-96)						
	12月以上			2-125	(3-97)						

別表　号給の切替表

イ　行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新　　号　　給					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					